

京都市環境基本計画（素案）

はじめに

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

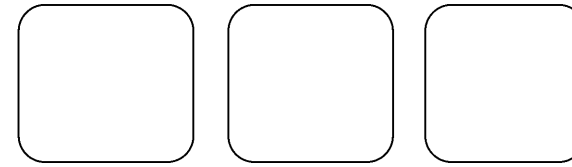
.....

平成28年 月
京都市長

■ 私たちが目指す未来の京都の環境のすがた

環境基本計画を改定するに当たり、子どもたちや、一般市民を対象としたワークショップを開催し、目指す未来の京都の環境の姿について御意見をいただきましたので、主なものを紹介します。

ワークショップ当日の写真



<子どもたちからの意見>

地球温暖化を防ぐ

- ・暑すぎない京都、涼しくなってほしい
- ・バイクと車がない世界になってほしい
- ・電車やバスを中心に使って普段は歩く
- ・「自転車の日」を作って、その日は自動車に乗れないことにする
- ・エアコンだけではなく、ミストも増やす

豊かな自然

- ・自然が身近にある京都
- ・田舎みたなのどかなまち
- ・星がたくさん見える空、流れ星や天の川が見える
- ・空がいつも青くて空気がおいしい
- ・川の水がきれいで魚がいっぱい
- ・きれいな川で川遊びがしたい
- ・川にホテルがいっぱい出たらいいな
- ・家を出たらホテルが見られる
- ・生き物がたくさん住める京都
- ・森林や動物を守る。
- ・クワガタやカブトムシが捕れる
- ・蝶々がいっぱい
- ・植物が増える
- ・自然や緑がいっぱい
- ・花や木がいっぱい
- ・海にはきれいな魚がいっぱい
- ・ロープウエーから美しい自然が見られる

町での暮らし

- ・神社や昔からあるものを大事にする
- ・公園や遊ぶところがたくさんある

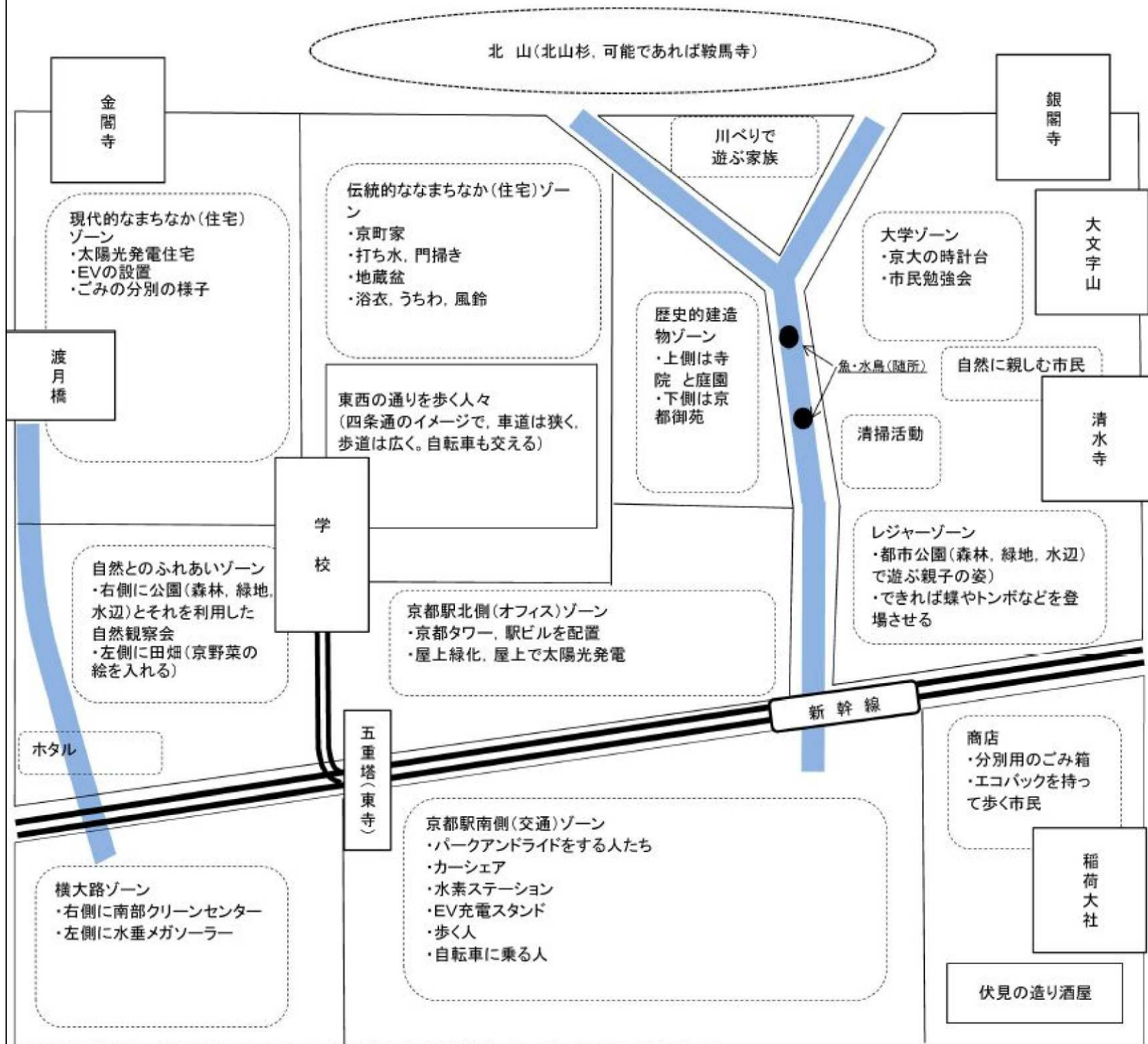
ごみが少ない

- ・ごみがあまり出ない、きれいなまち
- ・みんなで町じゅうを掃除する

その他

- ・近所の畑で野菜が取れ、たくさん食べる
- ・安心して住める京都
- ・みんなでボランティア
- ・そり遊びをしたい

地球環境に暮らしが豊かに調和する 『環境共生と低炭素のまち・京都』



※ 随所に蝶やトンボ、カブトムシ、野鳥、お花畑など、生物多様性をイメージできるものを登場させる。

<一般市民からの意見>

地球温暖化を防ぐ

- ・水素ステーションが整備されている
- ・省エネと太陽光、小水力、ごみ発電が進み、原子力に依存しない
- ・パークアンドライドでの車の抑制、自転車や徒歩で移動しやすい
- ・地下鉄と自転車の組み合わせでの移動が便利
- ・四条通の一方通行や河原町の右折禁止で渋滞緩和

生活環境をまもる

- ・光化学スモッグが少なく空気が澄んでいる
- ・都市部の光害がなく星がよく見える

豊かな自然

- ・川がきれい、泳いだり、魚釣りができたりする
- ・桜、紅葉、雪など四季のうつろいを感じる
- ・里山、放置された森林がよみがえる
- ・さまざまな生き物、鳥、虫が共存できる
- ・魚が泳ぎ、カワセミ、トンボ、ホテルが川
- ・絶滅危惧種が保護され、生態系が維持されている
- ・鴨川の自然が保全され、身近に触れ合える

町での暮らし

- ・自然環境と、まちの釣り合いが取れている
- ・屋上緑化や都市公園など、土や緑が身近にある
- ・温故知新、歴史、文化、自然が身近に感じられる
- ・伝統行事、地蔵盆などを後世に伝える
- ・木造家屋の多い街並み、伝統と環境が釣り合う

循環型のまち・ごみの減量

- ・さまざまな種類のリサイクルを町じゅうで徹底
- ・生ごみもミミズに食べてもらって堆肥化する
- ・ごみもきれいに処理されている
- ・不法投棄が少ない

協働の取組

- ・環境教育が盛ん
- ・市民みんなで協力し、環境を守る社会
- ・大学での環境を良くする研究が世界最高水準に
- ・身近にできた作物を食べられる
- ・訪れた観光客がきれいだとほめるまち

<コラム 本市のエコロジカル・フットプリント>

(以下、説明)

<目 次>

はじめに

私たちが目指す未来の京都の環境のすがた

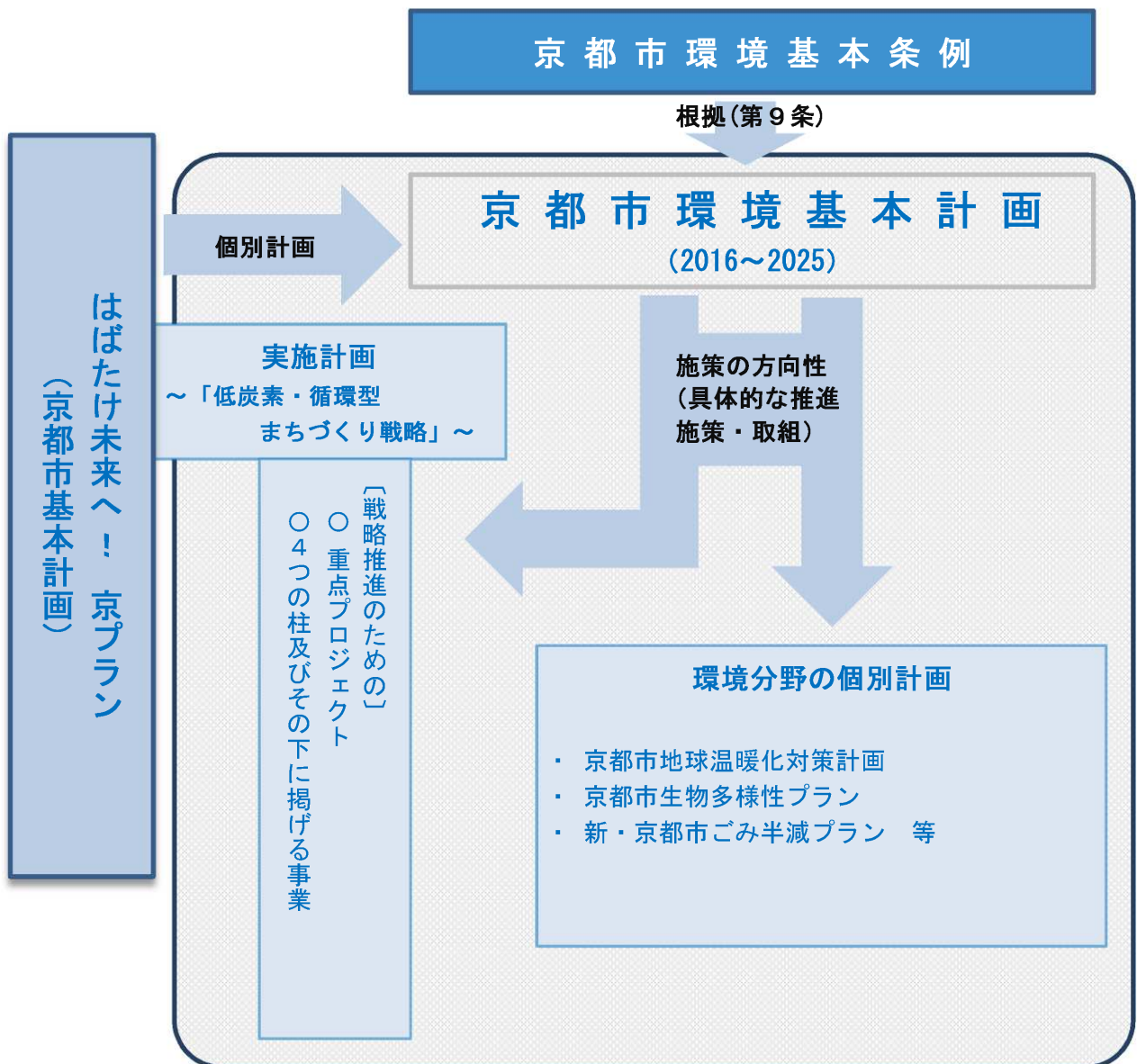
第1章 環境基本計画について	1
第2章 京都市が目指す環境像	2
1 基本理念	2
2 目指す環境像	2
第3章 施策体系	3
<u>長期的目標1</u> かしこくエネルギーを利用する低炭素のまち	4
<u>長期的目標2</u> 自然環境と調和した快適で安全・安心なまち	6
<u>長期的目標3</u> 資源・エネルギーの有効利用と環境負荷の低減を図る循環型のまち	8
<u>分野横断目標</u> 環境保全を総合的に推進するためのひと・しくみづくり	10
第4章 環境配慮指針	12
1 環境配慮指針の基本的な考え方	12
2 各主体の環境配慮指針	12
第5章 計画の推進	14
1 計画推進の基本的な考え方	14
2 計画の推進体制	14
3 計画の進行管理	14

第1章 環境基本計画について

本計画は、京都市環境基本条例（平成9年4月施行）第9条の規定に基づき、環境の保全に関する長期的目標及び個別の分野の施策の大綱（基本施策）などを示す環境行政のマスタープランとして策定するものであり、「はばたけ未来へ！ 京プラン（京都市基本計画）」の個別計画としての性格を持つものとして、また、環境分野の個別計画の上位計画として、施策の方向性を示します。

計画期間は、2016（平成28）年度から2025（平成37）年度までの10年間とします。

なお、基本施策（「第3章 施策体系」を参照）の下で実施される、具体的な施策・取組は、「はばたけ未来へ！ 京プラン」実施計画や、環境分野の個別計画において別に示すこととし、本計画の記載事項にこれらを加えて京都市環境基本計画と位置付けます。



第2章 京都市が目指す環境像

1 基本理念

私たち人類は、この地球に誕生して以来、大気、水、大地、生物などの自然の微妙な均衡の下に、その恵みを享受してきました。しかしながら、都市化の進展や生活様式の変化に伴って、私たちの身近な環境において、地球温暖化の進行、生態系の破壊など、様々な影響が現れてきています。

すべての人は、“健全で恵み豊かな環境”を享受する権利を有するとともに、その健全で恵み豊かな環境を保全し、将来の世代に継承していく責務を負っています。

本市は、このような認識の下に、市民、事業者及び本市がそれぞれの立場において環境の保全に取り組むことにより、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な都市を実現することを決意し、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、本計画を策定します。

2 目指す環境像

本計画においては、「はばたけ未来へ！ 京プラン」の環境分野の未来像の考え方と同様に、京都人が長い歴史のなかで培ってきた価値観である「もったいない」、「しまつ」、「おかげさま」の精神を尊び共有し、交通・都市づくり、ものづくり、なりわい、すまいとくらしといったあらゆる場において、環境共生と低炭素のまちづくりを市民ぐるみで実践している状態を目指し、目指す環境像として「地球環境にくらしが豊かに調和する『環境共生と低炭素のまち・京都』」を掲げます。

地球環境にくらしが豊かに調和する

『環境共生と低炭素のまち・京都』

一方で、実際に施策を推進していくうえでは、上記の目指す環境像「地球環境にくらしが豊かに調和する『環境共生と低炭素のまち・京都』」について、具体的なイメージを共有していることが必要です。

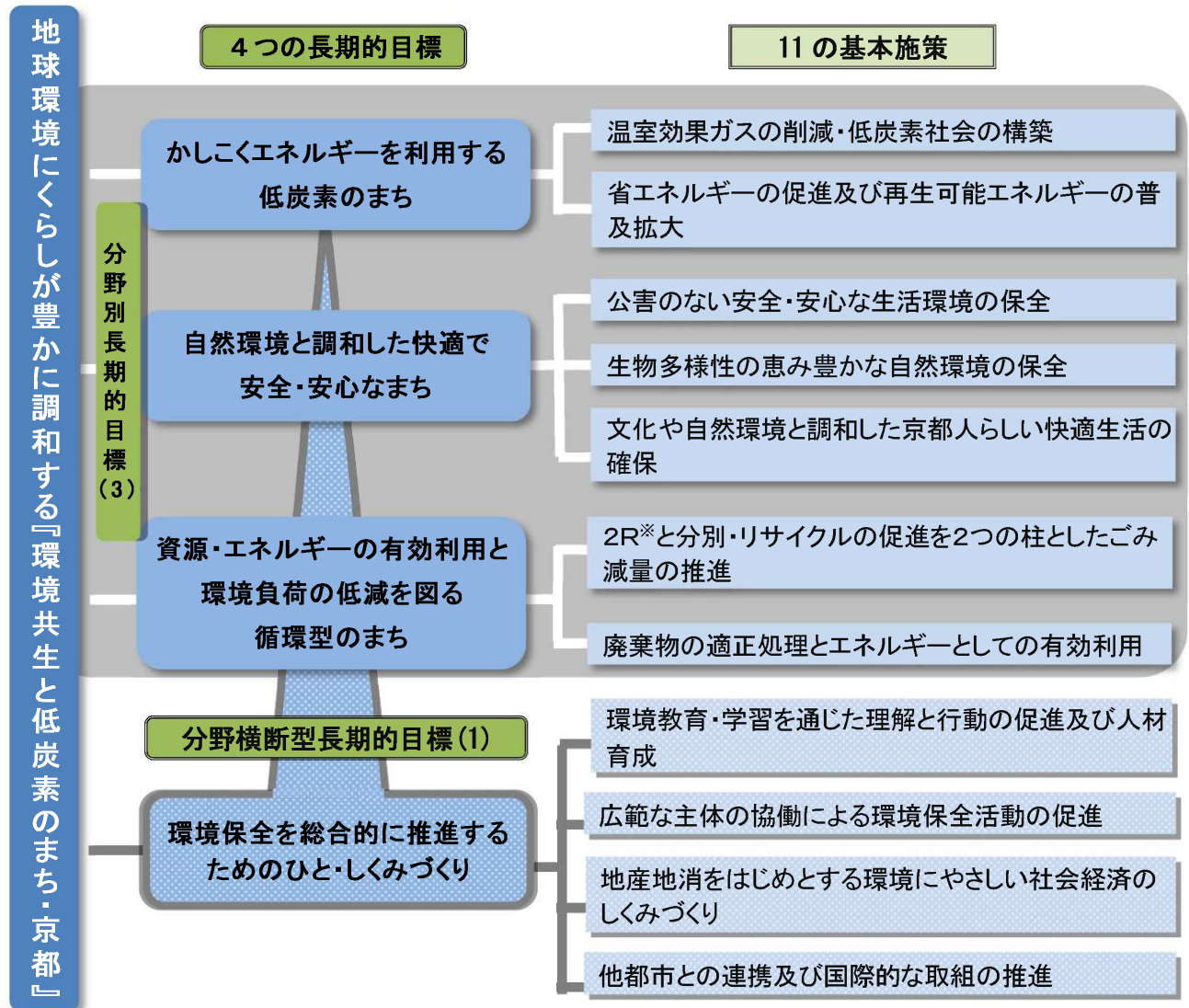
こういった観点から、未来を担う子どもたちから、「ぼくたち・私たちが夢見る京都の環境」をテーマとして、大人たちから「子どもたちが思い描いた京都の環境の実現に向けて」をテーマとしてワークショップを開催し、意見を聴取しました。

そのうえで、「はばたけ未来へ！ 京プラン」や、環境行政に関連する分野別の計画や施策の内容と併せて十分に検討し、次章以降のとおり、本計画の長期的目標や基本施策等を策定しました。

第3章 施策体系

本計画では、第2章で掲げた目指す環境像の実現のために、環境保全に関する施策や取組についての長期の目標を示す「長期的目標」と、「はばたけ未来へ！ 京プラン」実施計画や、環境分野の個別計画における具体的な施策や取組についての方向性を示す「基本施策」を設け、それらの推進により「地球環境に暮らしが豊かに調和する『環境共生と低炭素のまち・京都』」を目指します。

〔図 施策の体系〕



※ 2R：ごみになるものを作らない・買わないといった「リデュース」と、再使用する「リユース」を合わせて、2Rといいます。

また、本計画では、長期的目標や基本施策に基づく施策や取組の進捗状況を把握し、点検・評価を行うことを目的に、環境指標を設定します。具体的には、長期的目標ごとに、市民の皆様への満足度や実感度を把握して評価を行う主観的指標と、代表的な施策や取組に関する数値により客観的な状況を把握して評価を行う客観的指標を設定し、主観・客観の両面から全体的な評価を行います。

私たちが物質的な豊かさ、便利さや快適さを追い求める代償として温室効果ガス排出量が増加し、地球温暖化による気候変動が進行し、気温上昇をはじめ、集中豪雨等の異常気象、生物多様性への影響などが顕在化しています。

このことも踏まえ、本市は京都議定書の誕生都市としての誇りと使命感をもって、市民、事業者との協働のもと、徹底した省エネルギーの推進によるエネルギー消費量の削減及び再生可能エネルギーの飛躍的な普及拡大、温室効果ガス排出量削減に寄与する環境・エネルギー関連産業の振興等を推進し、「原子力発電に依存しない持続可能なエネルギー社会」の実現と、低炭素社会構築の両立を目指します。

環境指標

<主観的指標>

- 省エネや節電に取り組む人が増えていると感じている市民の割合
- 徒歩や自転車、公共交通機関を優先する人が増えていると感じている市民の割合

<客観的指標>

客観的指標	現状値（年度）	目標値（年度）
温室効果ガス総排出量削減率 （H2 年度比）	－1.1% （H25 年度）	25% （H32 年度）
エネルギー消費量削減率 （H22 年度比）	9.5% （H25 年度）	15% （H32 年度）
再生可能エネルギー導入量	770TJ （H26 年度）	1,690TJ（H22 年度比 3 倍） （H32 年度）

（1）温室効果ガスの削減・低炭素社会の構築

人と公共交通優先の歩いて楽しいまちづくりに向けて、公共交通の利便性向上や歩行者優先のまちづくりなどを推進します。

地域産木材の利用促進や森林の適正保全等により、森を再生し「木の文化」を大切にするまちづくりを推進します。

楽しみながら実践できる環境負荷の少ない生活の普及を図り、環境にやさしいライフスタイルへの転換を進めます。

省エネ機器の導入など「事業活動の低炭素化」を促進するとともに、環境負荷の少ない優れた製品やサービスを提供する環境・エネルギー関連産業の振興を図るなど環境にやさしい経済活動を促進します。

また、市内有数の大事業所の立場で、市民、事業者の先頭に立って温室効果ガス削減に向けた取組を率先して行うことにより、低炭素社会の実現を力強く推進します。

写真

公共交通機関や四条通など

(2) 省エネルギーの促進及び再生可能エネルギーの普及拡大

写真

太陽光発電
(メガソーラー) など

エネルギーの需要面については、省エネルギー型のライフスタイル・事業活動を促進するための施策を推進し、実施します。

エネルギーの供給面については、「自立分散型エネルギー」活用の比重を高め、粘り強さ（ショック耐性）としなやかさ（回復力）を持つ、災害に強いエネルギー環境を構築していきます。

市民の生活の質の維持・向上につながる「原子力発電に依存しない持続可能なエネルギー社会」を目指します。

併せて、太陽光や太陽熱、バイオマス等の再生可能エネルギーが普及拡大し、水素エネルギー等の新たなエネルギーの創出も進め、エネルギーが地域循環するまちづくりを推進します。

<本市の環境キャラクター紹介①例>

「エコちゃん」

説明・・・・・・・・

イラスト

市民が育んできた暮らしや文化、伝統は、京都の恵み豊かな自然環境に支えられてきました。本市は、大気、水、土壌などが良好な状態で保持され、市民が安心して暮らすことができる公害のない安全・安心な環境を確保したうえで、優れた自然環境と文化と調和した、うるおいとやすらぎのある快適なまちづくりを目指します。

環境指標

<主観的指標>

- 空気や河川の水がきれいに保たれていると感じている市民の割合
- 多様な生き物が生息する良好な自然環境が保たれていると感じている市民の割合

<客観的指標>

客観的指標	現状値（年度）	目標値（年度）
大気汚染に係る市保全基準達成率（NO ₂ 、PM _{2.5} 、O ₃ ）	61.8% （H26年度）	100%
京の生きもの・文化協働再生プロジェクト取組団体数	24団体 （H26年度）	—

（1）公害のない安全・安心な生活環境の保全

本市は、市民の健康を保護し、大気汚染、水質汚濁、騒音等について、維持されることが望ましい基準を定め、市民の安全・安心な生活環境が脅かされることのないよう、市内各所で測定しています。

これらの測定結果を注意深く監視するとともに、市民や事業者への啓発や指導を適切に行うことなどにより、公害のない安全・安心な生活環境の保全に努めます。

イラスト

きれいな水、空気など

(2) 生物多様性の恵み豊かな自然環境の保全

写真

植物など

本市の千二百年を超える悠久の歴史の中で、市民が育んできた暮らしや文化、伝統は、生物多様性の恵み豊かな自然環境に支えられてきました。

このことを踏まえ、本市は、京都の文化が世代を超えて継承されるように、全ての人が生物多様性の恵みを生活の一部として再認識し、地域資源を生かした持続可能な暮らしや経済活動が行われている社会を目指します。

また、緑によって支えられた歴史と文化を未来に引き継ぎ、生物にやさしい緑にあふれたまちをつくるとともに、都市と農山村の交流により地域づくり・人づくり、環境や社会に貢献できる農林業を育成することにより、自然環境の保全を進めていきます。

(3) 文化や自然環境と調和した京都人らしい快適生活の確保

私たちの暮らす京都のまちなかでは、鴨川をはじめとする河川等の豊かな水辺空間、社寺、数々の庭園等にあふれる緑、歴史と文化を伝える数多くの伝統的な建造物、京町家に代表される風情ある町並みといった自然環境と調和したまちを舞台に、門掃き、打ち水などといった習慣が営まれ、京都人らしい快適な暮らしが営まれ、悠久の歴史・文化を作り上げてきました。

このことを踏まえ、まちなかでの緑化を進め、自然と調和した都市景観をつくり、計画的に公園、緑地や水辺環境を整備するなど、自然環境と調和したまちづくりを進めるとともに、先人達のたゆまぬ努力で守り、受け継がれてきた暮らしや文化を未来へと引き継ぎ、快適生活の確保に努めます。

写真

町並みと打ち水など

<本市の環境キャラクター紹介②例>

イラスト

「ごごみちゃん」

説明・・・

イラスト

「めぐるくん」

説明・・・

本市では、2Rと分別・リサイクルの促進の2つを柱とするごみ減量施策を推進し、資源・エネルギーの有効利用と環境負荷の低減、さらには「しまつの心」や「もったいない」といった京都らしいライフスタイルや経済活動の定着などを図り、市民、事業者の皆様と共に、全国モデルとなる持続可能な循環型社会を構築していきます。

※2R：ごみになるものを作らない・買わないといった「リデュース」と、再使用する「リユース」を合わせて2Rといいます。

環境指標

<主観的指標>

- マイバッグの携帯などのごみを出さないような暮らしが広がっていると感じている市民の割合
- ごみを分別して出せる拠点が身近にあり、ごみの分別・リサイクルが進んでいると感じている市民の割合

<客観的指標>

客観的指標	現状値（年度）	目標値（年度）
一般廃棄物（ごみ）の市受入量	46.1 万 t (H26 年度)	39 万 t (H32 年度)
ごみ焼却量	43.5 万 t (H26 年度)	35 万 t (H32 年度)

(1) 2Rと分別・リサイクルの促進の2つを柱としたごみ減量の推進

一般廃棄物については、手付かず食品や食べ残しといった「食品ロス」や、レジ袋の削減などの「2R」の促進を図るとともに、雑がみなどの資源ごみの分別の義務化や、市民、事業者の皆様の自主的な分別・リサイクルの取組の拡充・強化などの「分別・リサイクル」を促進することにより、ピーク時（平成12年度82万トン）からの「ごみ半減」（平成32年度までに39万トン）に向け、ごみの減量を加速していきます。

産業廃棄物については、事業者（排出者）が高い意識を持ち、環境保全の取組を実行するよう、本市は情報提供や啓発、必要に応じた処理施設等への立入調査や指導等を適切に行い、違反行為等に対しては厳正かつ迅速な対応を行います。

イラスト

分別をしている様子など

(2) 廃棄物の適正処理とエネルギーとしての有効利用

写真

クリーンセンターなど

一般廃棄物については、環境負荷の低減とごみ処理コストの削減を図りながら、適正処理を行い、安心・安全の確保等に関する施策を推進します。

産業廃棄物については、事業者（排出者）における適正処理を確保に向けた指導・啓発を徹底し、環境負荷の低減につなげます。

また、徹底してごみの減量化を図った上で、それでも残ったごみについては、従前から行っている焼却熱によるごみ発電と、新たに実施するバイオガス発電を併用することにより、ごみの持つエネルギー回収を最大化し、有効利用を行います。

<コラム 例 「食べ残しゼロ推進店舗」認定制度,「リユース食器」>

写真

説明・・・

写真

説明・・・

<コラム例 エコまちステーション, 京都国際環境シンポジウム>

写真

説明・・・

写真

説明・・・

今後、持続可能な社会をつくるうえで、最大の鍵となるのが人の環境に関する知識・意識の向上及び行動の活性化であり、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において環境とのつながりや、環境保全についての理解を深めるための教育及び学習としての環境教育を、ライフステージに応じて系統的かつ総合的に推進するとともに、各主体による環境保全活動の協働取組を広めていく必要があります。

このため、3つの分野からなる長期的目標のほかに、各分野を横断する長期的目標として、環境保全活動を主体的に進めることのできる「ひとづくり」と、市民・事業者も含めた各主体が協働して、環境保全活動を実施できる「しくみづくり」を掲げ、環境保全を総合的に推進していきます。

環境指標

<主観的指標>

- 学校や会社、地域で環境学習や環境保全活動の機会が増えていると感じている市民の割合
- 環境に配慮したライフスタイルが広がっていると感じている市民の割合

<客観的指標>

客観的指標	現状値（年度）	目標値（年度）
環境保全活動プログラム参加者数	内訳精査中	—
環境関連事業に取り組む団体数	内訳精査中	—

（１）環境教育・学習を通じた理解と行動の促進及び人材育成

環境保全を推進するためには、それぞれの主体が、環境について自ら考え、理解し、解決する能力を身に着けるとともに、進んで行動に移す必要があります。

既存の京都市環境保全活動センター（京エコロジーセンター）等に加えて、現在、整備を行っている南部クリーンセンター第二工場（仮称）に併設する環境学習施設を活用し、環境保全に関する理解と意識の向上を促します。

併せて、本市では、家庭、学校、地域、企業活動などの幅広い場で、ライフステージに応じた、環境教育・学習の機会を充実させ、環境保全に関する自発的な行動を促すとともに、環境保全活動の中心を担う人材の育成につなげます。

写真

京エコロジーセンター
環境学習会の様子など

(2) 広範な主体の協働による環境保全活動の促進

写真

清掃活動など

本市では、市民、事業者、地域コミュニティ等が環境保全の重要性や課題を認識したうえで、協働して環境保全活動が促進されるための取組を行います。

市民に対しては、個人でも実践できる具体的な行動等についての情報発信や、個人でも参加できる環境活動・イベント等についての情報提供を行います。

事業者に対しては、ISO14001、K E S・環境マネジメントシステム・スタンダード等の認証普及や啓発、環境保全活動といった、事業者の自主的な行動につなげていきます。

地域コミュニティ等に対しては、人材の派遣、団体間の交流・連携、各種情報の共有を促進します。

以上の取組の他、環境分野に係る審議会の公開や委員の市民公募、公開フォーラムや環境イベントの実施を通じて、本市の環境行政への市民参加を促します。

(3) 地産地消をはじめとする環境にやさしい社会経済のしくみづくり

京都の旬野菜の振興、地域産の食材の利用促進などにより地産地消を進め、流通に係る化石燃料やエネルギーの使用量を削減するとともに、地域全体でのエネルギーの最適化を図ります。

また、環境、経済、暮らしの豊かな調和に向けて、新たな需要を掘り起こし、高い技術力や匠の技、産学公のネットワーク等、これまで京都が築きあげてきた様々な知恵を融合して環境関連産業を育成し、環境保全に関する技術開発を促進します。

併せて、環境保全活動団体や企業等との連携などにより、環境負荷の小さいグリーン商品・サービス等の普及に努めます。

写真

旬野菜の写真など

(4) 他都市との連携及び国際的な取組の推進

写真

国際会議など

地球環境問題は、全人類の共通の課題であり、また本市だけで解決できるものではなく、国内外の他都市との連携が不可欠であるという認識のもと、本市は京都議定書誕生の地として、また、環境先進都市として、情報交換や人材交流に努め、環境問題に関する国際会議や国際学会開催の促進・誘致を図るとともに、海外での会議にも積極的に出席し、情報交換に努めます。

第4章 環境配慮指針

1 環境配慮の基本的な考え方

私たちは、自然環境の恵みを享受する一方、私たちの日常生活や事業活動での様々な行為が、様々な場面で地球環境や地域の環境に負荷を与えています。

第2章で掲げた京都市の目指す環境像「地球環境に暮らしが豊かに調和する『環境共生と低炭素のまち・京都』」を実現するためには、市民、事業者、本市が協力しながら、それぞれの立場で、自発的に環境への配慮を実践していくことが必要です。

そこで、本章では、環境配慮の前提として理解しておくべき、各主体の環境配慮の基本的な考え方となる指針を示します。

環境に負荷を与える要因となる行動、そしてそのことによる影響は、様々な場面により内容・程度も異なり、環境への配慮の仕方も多種多様になるため、それぞれの主体が、あらゆる場面において、環境に負荷を与える要因にならない、環境に配慮した行動を、自発的かつ積極的に実践されるよう、その基本的な方向性を示します。

2 各主体の環境配慮指針

(1) 市民の環境配慮

- ① 省資源・省エネルギー・低炭素型の環境にやさしい暮らしを営みます。
- ② 環境汚染につながらない、自然環境にやさしい暮らしを営みます。
- ③ 生物多様性の恵みを理解し、自然環境を守り、持続的に活用できるような暮らしを営みます。
- ④ まちなかの緑化、伝統的な町並みや文化の保全に協力し、まちなかでの快適生活が維持されるような暮らしを営みます。
- ⑤ そもそもごみになる物を買わないようにし、分別・リサイクルを徹底することで、ごみの少ない暮らしを営みます。
- ⑥ 環境問題への関心を高め、理解を深めるとともに、環境保全活動に積極的に参加します。

(2) 事業者の環境配慮

- ① 省資源・省エネルギー・低炭素型の環境にやさしい事業活動を行います。
- ② 公害を防止し、自然環境にやさしい事業活動を行います。
- ③ 生物多様性の恵みを理解し、自然環境を守り、持続的に活用できるような事業活動を行います。
- ④ まちなかの緑化、良好な景観や文化の保全に協力し、まちなかに暮らす市民が快適

生活を送ることができるような事業活動を行います。

- ⑤ 事業活動を行うに当たって、廃棄物の減量，リサイクルと適正処理を徹底し，廃棄物による環境負荷が小さくなるような事業活動を行います。
- ⑥ 事業者として，環境教育を積極的に実施するとともに，他の主体と連携し，地域の環境保全活動や，本市が実施する環境保全に関する施策に協力します。
- ⑦ 環境保全に関する技術開発や，環境関連産業の推進に努めます。

（３）本市の環境配慮

- ① 環境保全に関する計画を策定し，施策や事業として実施することで，本市，事業者，市民の協働により環境保全を推進します。
- ② 市内の有数の大事業者として，省エネ・省資源，自然環境への配慮，ごみの発生抑制，分別・リサイクル等，環境負荷の低減に向けた取組を，実施する事務事業ごとの内容をきめ細やかに考慮したうえで，市民・事業者にも率先して実践します。
- ③ 行政機関として，公共事業において環境への配慮を実践します。
- ④ 市民や事業者の環境についての学習の機会を確保し，環境保全活動の中心となる“ひとづくり”を進めるとともに，環境保全活動の参加や協力を促すための，“しくみづくり”を行います。

<コラム例 環境にやさしい取組>

（イラスト類）

ノーレジ袋

雑がみ分別

節電

第5章 計画の推進

1 計画推進の基本的な考え方

計画の実効性を確保し、計画の着実な推進を図るためには、長期的目標の到達状況や、基本施策に基づく施策・事業の取組状況を定期的に把握し、その評価を行い、適切な見直しを継続的に行っていくことが重要です。

このことを踏まえ、本計画の進行管理は、環境マネジメントの考え方に基づき、PDCAサイクルの一連の手続に沿って実施します。

2 計画の推進体制

本計画の進行状況は、本市において点検・評価を行った後、「京都市環境審議会」に報告し、今後の計画推進のための意見・提言を受けるとともに、京都市環境基本条例第8条に基づく年次報告書や本市ホームページなどで適宜公表します。

3 計画の進行管理

本計画の進行管理は、次の内容で実施します。

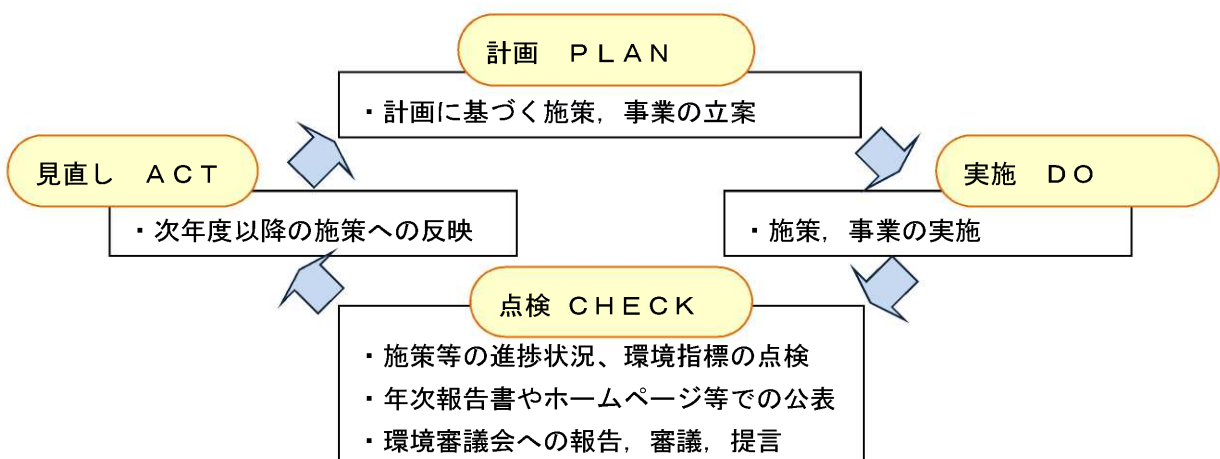
(1) 進行状況の点検・評価

環境指標について、市民へのアンケート調査や分野別の計画の最新数値を把握し、進行状況の点検を行います。

(2) 点検・評価結果を受けての見直し

計画の進行状況・評価結果を踏まえ、関係部局等における個別・具体的な事業・対策・措置等の改善・見直し、又は新規の事業・対策・措置等の検討を行います。

客観的指標に関しては、計画の進行状況の客観的な点検・評価を行うという目的から、計画策定後も継続的により適切な環境指標の開発等に努め、新規の環境指標や、目標数値の設定・修正等、適宜見直しを行います。



京都市環境審議会委員名簿

平成28年3月末時点

氏 名	役 職 名 等	参 考
□ 浅 岡 美 恵 □ 板 倉 豊 大久保 規 子 大 里 茂 美 尾 崎 満 彦 □ 小 幡 範 雄 ○ 笠 原 三 紀 夫 木 崎 藤 吾 小 杉 隆 信 □ 小 山 里 奈 □ 才 寺 篤 司 在 間 敬 子 坂野上 な お 塩 路 昌 宏 島 田 洋 子 住 岡 町 子 ◎ 内 藤 正 明 中 島 醇 子 仁 連 孝 昭 濱 崎 加 奈 子 久 山 喜 久 雄 □ 深 尾 清 美 牧 野 美 絵 松 本 逸 平 三 浦 晶 子 水 腰 英 樹 村 井 正 □ 村 瀬 克 子 森 本 幸 裕 諸 富 徹 山 口 寛 士 山 舗 恵 子 湯 本 貴 和	特定非営利活動法人気候ネットワーク代表 京都精華大学大学院人文学研究科教授 大阪大学大学院法学研究科教授 京都府中小企業団体中央会専務理事 公益社団法人京都工業会環境委員会委員長 立命館大学政策科学部教授 京都大学名誉教授 日本労働組合総連合会京都府連合会執行委員 立命館大学政策科学部教授 京都大学大学院情報学研究科准教授 京都商工会議所産業振興部長 京都産業大学経営学部教授 京都大学フィールド科学教育研究センター助教 京都大学大学院エネルギー科学研究科教授 京都大学大学院工学研究科准教授 市民公募委員 京都大学名誉教授 市民公募委員 滋賀県立大学名誉教授 伝統文化プロデュース連代表 フィールドソサイエティー代表 京都市立百々小学校長 弁護士 京都地方気象台長 京都府医師会理事 (株)京都新聞社論説委員 京都市保健協議会連合会会長 京都市地域女性連合会常任委員 京都学園大学バイオ環境学部教授 京都大学大学院経済学研究科教授 京都府環境部長 京都リビング新聞社 統括編集長 京都大学霊長類研究所教授	環 境 教 育 行 政 法・環 境 法 環 境 計 画 大 気 汚 染 エ ネ ル ギ ー 生 態 系 環 境 経 営 森 林・林 業 環 境 工 学 水 環 境 環 境 情 報 環 境 経 済 生 態 系 財 政 政 策 生 態 系

◎会長 ○副会長（会長職務代理者）□環境基本計画改定検討部会委員

京都市環境基本計画検討部会委員名簿

平成28年3月末時点

氏 名	役 職 名 等	参 考
◇ 板 倉 豊 池 垣 加 織 ◎ 大久保 規 子 小 幡 範 雄 小 山 里 奈 才 寺 篤 司 深 尾 清 美 村 瀬 克 子	京都精華大学大学院人文学研究科教授 市民公募委員 大阪大学大学院法学研究科教授 立命館大学政策科学部教授 京都大学大学院情報学研究科准教授 京都商工会議所産業振興部長 京都市立百々小学校長 京都市地域女性連合会常任委員	環 境 教 育 行 政 法・環 境 法 環 境 計 画 生 態 系

◎部会長 ◇市長委嘱委員



平成28（2016）年3月発行
京都市印刷物〇〇〇〇〇〇号

この印刷物が不要になれば
「雑がみ」として古紙回収等へ！

